

※※※※※※※※※※※※※※※※

定 款

※※※※※※※※※※※※※※※※

社団法人 岡山西法人会

社団法人 岡山西法人会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人岡山西法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、岡山県岡山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して、租税に関する研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて良き法人企業の団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全なる発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 法人会会員並びにその役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種事業
- (4) 青年部会及び女性部会は、法人会の事業活動の充実と活性化に寄与するとともに、研修会、親睦交流会等を通じて、次代を担う経営者等としての資質の向上を図る
- (5) 関係官庁並びに友誼団体との協調
- (6) 財団法人全国法人会総連合及び社団法人岡山県法人会連合会並びに各法人会との相互連携を図る
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会は、会員たる資格を有する者は、岡山西税務署の管轄区域内に本店等又は支店、若しくは出張所を有する法人で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 事業の閉鎖又は解散
- (3) 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき。
2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には、その会員に総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-------|------------|
| 理 事 | 50名以内 |
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名以上 5名以内 |
| 常任理事 | 20名以上25名以内 |
| 監 事 | 3名以内 |

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者その他役職員並びに学識経験者のうちからこれを選任する。

2. 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。

4. 常任理事は、本会の常務を審議処理する。

5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
2. 役員は、その任期を満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は原則として無報酬とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第19条 本会に、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
3. 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 支部及び委員会・部会

(支部及び委員会・部会)

第20条 本会は、第4条に掲げる事業を円滑に運営するため、必要な地に支部を置く。

2. 支部の編成は、理事会の決議を経て別に定める。
2. 本会の業務に遂行するため、委員会・部会を設け、委員・部会員を置くことができる。

(支部長及び副支部長)

第21条 支部に支部長及び若干名の副支部長を置く。

2. 支部長及び副支部長は、理事会の推薦により、会員たる法人の代表者その他の役職員のうちから会長が委嘱する。
3. 支部長は、事業目的達成のため事務局等と緊密な連絡調整を図り、円滑な事業運営に努める。
4. 副支部長は、支部長を補佐し、支部の円滑な運営を図る。

(顧問税理士)

第22条 支部に若干の税理士を委嘱し、会員の指導に充てる。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第23条 本会は、事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、職員を若干名を置き会長がそれを任免する
3. 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第24条 事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 8 章 会 議

(会議の種類)

第25条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第26条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織とする。

(総会の開催及び招集)

第27条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催日の日から少なくとも5日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。但し、会長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(会員の表決権)

第28条 会員は、各1の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事)

第29条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(総会の付議事項)

第30条 総会は、この定款に別段の定めあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第31条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。
3. 監事、顧問、相談役及び参与は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第32条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

2. 役員会の招集については、第27条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第33条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めあるもののほか次の事項を決議する。

(1) 総会に提出すべき議案

(2) 定款の変更に関する議案

(3) 総会において、理事会に委任された事項

(4) その他会務の運営について、会長が必要と認めた事項

2. 常任理事会は、理事会に代り、常務の遂行に関する事項及び緊急な事項を決議する。但し、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第35条 すべての会議は、会長をもってこれに当てる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

(1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) 寄附金

(6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用制限)

第39条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物件のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の議決を経、かつ主務官庁の承認を得た上でその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第40条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(予算、決算等)

第41条 本会の予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の決算については財産目録を付して、監事の監査を経なければならない。

(余剰金の処分)

第42条 決算の結果、年度末において余剰金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組入れ又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 1 0 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議を経、かつ主務官庁の許可を受けなければこれを変更することができない。

(解 散)

第45条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 1 1 章 雑 則

(細 則)

第47条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
2. 従来、岡山西法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員任期は、設立初年度に限り創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず法人設立認可の日から昭和54年6月30日までとする。
5. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
6. 平成5年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、平成5年7月1日から平成6年3月31日までとする。
7. 第3条(目的)及び第4条(事業)並びに第20条第3項(支部及び委員会・部会)改正規定は平成5年8月31日から実施する。